

処遇改善加算手当について

人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、職員の更なる処遇改善を図る

内 容

1. 加算時期 令和元年 10 月より
2. 対象事業 障害福祉サービス事業所(移行・自立・B 型)、共同生活援助(かすが・こぶし)、地域活動支援センター(おくえつ)、相談支援(特別処遇改善加算からは除外)
3. 処遇改善加算額 給付費に対して 1.8%～3.9% 総額 1,650,000 円程度
4. 分配方法 経験者に多く分配 ①:②:③ = 4:2:1
 - ① 経験・技能のある障害福祉人材(社会福祉士、精神保健福祉士、サービス管理責任者等 10 年以上の経験者)
 - ② 他の障害福祉人材(就労支援員、職業指導員、生活支援員、世話人等)
 - ③ 障害福祉人材以外の職員(管理者、事務職員等)
5. 支払方法 1 ヶ月の手当で支払う 11,000～5,000 円程度とし、20%未満の職員の手当を法人から補填し、②・③の職員間の差額を無くす方法を取る。当法人はパターン 3 を選択
6. 本年度支給額

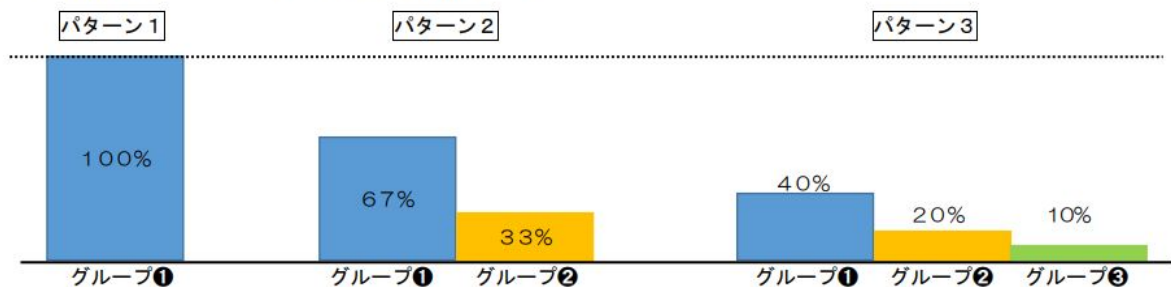
処遇改善手当 ① 11,000 円 ② 5,400 円 ③ 2,600 円

調整手当 2,800 円 5,400 円

特別処遇改善加算額を下回らないように年度末に調整する。

配分方法イメージ

配分方法は、次の 3 パターンのうち、いずれも選択可能



各グループ間の平均賃金改善額は、次のようにする必要がある。

グループ①の平均賃金改善額	グループ②の平均賃金改善額の 2 倍以上
グループ②の平均賃金改善額	グループ③の平均賃金改善額の 2 倍以上 ただし、【グループ②の平均賃金額】 > 【グループ③の平均賃金額】である場合、グループ②の平均賃金改善額はグループ③の平均賃金改善額の 2 倍以上にならなくてもよい。
グループ③の平均賃金改善額	年額 440 万円を上回らないこと ※賃金改善前の賃金が既に年額 440 万円を上回る場合は、当該職員は対象外